

報 告 第 1 8 号

令和 5 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 5 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績							比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債			その他	国庫支出金	県支出金			地方債	その他	国庫支出金		県支出金	地方債	その他
10 教育費	1 教育総務費	新市民文化センター建設準備事業費	4	20,100,000	-	-	-	20,100,000	-	15,451,122	-	-	-	15,451,122	-	4,648,878	-	-	-	4,648,878	-
			5	18,100,000	-	-	-	18,100,000	-	18,199,537	-	-	-	18,199,537	-	△ 99,537	-	-	-	△ 99,537	-
			計	38,200,000	-	-	-	38,200,000	-	33,650,659	-	-	-	33,650,659	-	4,549,341	-	-	-	4,549,341	-

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7（省略）

報 告 第 1 9 号

令和 5 年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、令和 5 年度新居浜市公共下水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度 新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績					比 較			
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳			
					国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	
1 資本 的支出	1 建設 改良費	下水処理場 改築事業 (その3)	3	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0	0	0	0	0	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0	
			4	160,000,000	88,000,000	64,800,000	7,200,000	255,000,000	140,250,000	107,700,000	7,050,000	△ 95,000,000	△ 52,250,000	△ 42,900,000	150,000	
			5	245,000,000	134,750,000	99,200,000	11,050,000	250,000,000	137,500,000	101,300,000	11,200,000	△ 5,000,000	△ 2,750,000	△ 2,100,000	△ 150,000	
			計	505,000,000	277,750,000	209,000,000	18,250,000	505,000,000	277,750,000	209,000,000	18,250,000	0	0	0	0	

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）抜粋

（継続費）

第18条の2（省略）

2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決算）

第30条（省略）

2～5（省略）

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7～9（省略）

報告第20号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.88)	— (16.88)	2.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」の記号は、赤字がないことを表示している。
- 3 表中の将来負担比率の「—」の記号は、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 （省 略）

報告第21号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	(20.0)
工業用水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
渡海船事業特別会計	—	

備考 表中の「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）抜粋

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （省 略）

認 定 第 1 号

決算の認定について

令和5年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 令和5年度新居浜市水道事業会計決算
- 2 令和5年度新居浜市工業用水道事業会計決算
- 3 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決算）

第30条（省略）

2、3（省略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5（省略）

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7～9（省略）

認 定 第 2 号

決算の認定について

令和5年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 令和5年度新居浜市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和5年度新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和5年度新居浜市平尾墓園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和5年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7（省略）

議 案 第 5 9 号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新居浜市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 4億1,437万円 |
| 4 契約の相手方 | 新居浜市江口町2番26号
株式会社ウエデン
代表取締役 上 田 裕 幸 |
| 5 工事期間 | 契約の日から令和8年3月31日まで |

提案理由

新居浜市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

新居浜市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事

1 工事場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 工事概要

(1) 受変電設備 一式

受変電設備の設置及び既設受変電設備の撤去

(2) 電力貯蔵設備 一式

直流電源装置の設置

(3) 発電設備 一式

発電機及び燃料貯留槽の設置

(4) 受変電設備管理棟幹線設備 一式

電気ケーブルの敷設

(5) 空調換気設備 一式

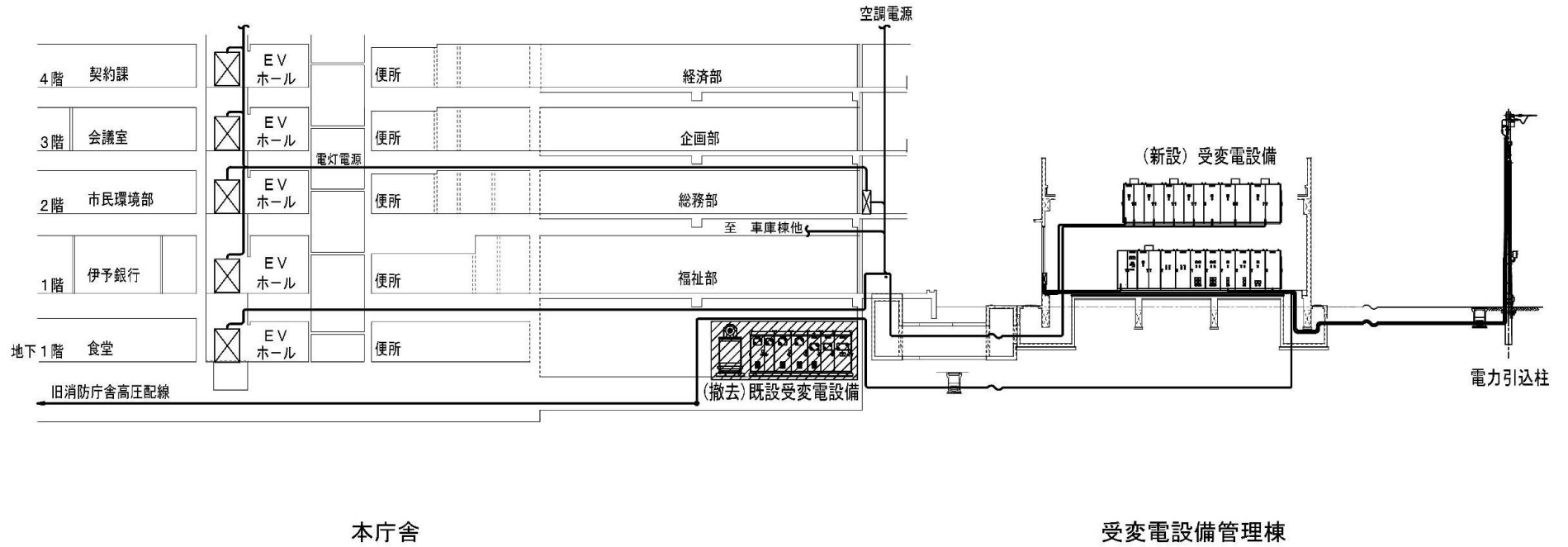
空調換気設備の設置

(6) 構内配電線路 一式

本庁舎・受変電設備管理棟間の電気ケーブル配線路の構築

新居浜市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事

断面図



議案第60号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、愛媛地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

森林環境税の賦課徴収に伴い、森林環境税に係る滞納処分等を行うための愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務及び規約の変更に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （省 略）

第286条の2～第289条 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第61号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴う愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 （省 略）

第291条の4～第291条の10 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第62号

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例

新居浜市支所設置条例（昭和35年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の支所を置く」を「支所を設置する」に改め、同条各号を削る。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
新居浜市別子山支所	新居浜市別子山甲347番地の1	別子山地区

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（新居浜市公告式条例の一部改正）

2 新居浜市公告式条例（昭和25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表新居浜市川東支所掲示場の項及び新居浜市上部支所掲示場の項を削る。

提案理由

新居浜市川東支所及び新居浜市上部支所を令和7年3月31日限り廃止するため、本案を提出する。

議案第63号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「ものは、納期限前7日」を「者は、納期限」に改める。

第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請の期限を延長するため、本案を提出する。

議案第64号

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

固定資産税の特例措置の適用を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長するため、本案を提出する。

議案第65号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に、「場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、罰則の規定を改めるため、本案を提出する。

議案第66号

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,312,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		477,000	126,100	603,100
	1. 地方特例交付金	477,000	126,100	603,100
11. 地方交付税		5,425,000	220,335	5,645,335
	1. 地方交付税	5,425,000	220,335	5,645,335
15. 国庫支出金		9,532,998	392,274	9,925,272
	1. 国庫負担金	6,633,757	350,184	6,983,941
	2. 国庫補助金	2,878,514	42,090	2,920,604
16. 県支出金		3,719,621	105,369	3,824,990
	1. 県負担金	2,782,274	△1,850	2,780,424
	2. 県補助金	707,205	107,219	814,424
18. 寄附金		731,000	2,340	733,340
	1. 寄附金	731,000	2,340	733,340
19. 繰入金		1,508,158	△184,419	1,323,739
	1. 基金繰入金	1,508,158	△184,419	1,323,739
22. 市債		5,038,900	77,752	5,116,652
	1. 市債	5,038,900	77,752	5,116,652
歳入合計		53,573,140	739,751	54,312,891

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,845,136	40,529	4,885,665
	1. 総務管理費	3,980,516	40,529	4,021,045
3. 民生費		22,808,122	429,900	23,238,022
	1. 社会福祉費	11,905,805	93,556	11,999,361
	2. 児童福祉費	8,753,845	336,344	9,090,189
4. 衛生費		4,160,711	720	4,161,431
	1. 保健衛生費	1,459,877	720	1,460,597
6. 農林水産業費		749,720	81,774	831,494
	1. 農業費	456,315	81,774	538,089
8. 土木費		5,376,396	149,848	5,526,244
	2. 道路橋りょう費	1,083,068	66,848	1,149,916
	4. 港湾費	261,966	83,000	344,966
10. 教育費		6,662,042	130	6,662,172
	5. 社会教育費	954,920	100	955,020
	6. 保健体育費	2,295,845	30	2,295,875
11. 災害復旧費		30,000	36,850	66,850
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000	36,850	46,850
歳出合計		53,573,140	739,751	54,312,891

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年災害復旧事業	千円 21,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	21,800	—	—	—

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 93,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 118,700	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会資本整備事業	616,000				633,800			
臨時財政対策債	104,000				117,152			
計	5,038,900	—	—	—	5,094,852	—	—	—

議案第67号

令和6年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,470千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,841,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		1,250,001	△8,444	1,241,557
	1. 一般会計繰入金	1,250,001	△8,444	1,241,557
8. 国庫支出金		0	2,974	2,974
	1. 国庫補助金	0	2,974	2,974
歳入合計		11,847,469	△5,470	11,841,999

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		232,337	2,974	235,311
	1. 総務管理費	191,403	2,974	194,377
6. 国民健康保険事業費納付金		2,664,009	△8,444	2,655,565
	1. 医療給付費分	1,909,780	△21,779	1,888,001
	2. 後期高齢者支援金等分	587,729	9,496	597,225
	3. 介護納付金分	166,500	3,839	170,339
歳出合計		11,847,469	△5,470	11,841,999

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

議案第68号

令和6年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,232,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰越金		0	215,847	215,847
	1. 繰越金	0	215,847	215,847
歳入合計		14,016,919	215,847	14,232,766

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		6,050	207,033	213,083
	1. 償還金及び還付加算金	6,050	207,033	213,083
5. 基金積立金		0	8,814	8,814
	1. 基金積立金	0	8,814	8,814
歳出合計		14,016,919	215,847	14,232,766

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

議案第69号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月12日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 黒島橋橋梁 ^{りょう} 更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1億7,897万円 |
| 4 契約の相手方 | 新居浜市上原三丁目6番21号
株式会社竹内組
代表取締役 三谷 修一 |
| 5 工事期間 | 契約の日から令和7年3月31日まで |

提案理由

黒島橋橋梁更新工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

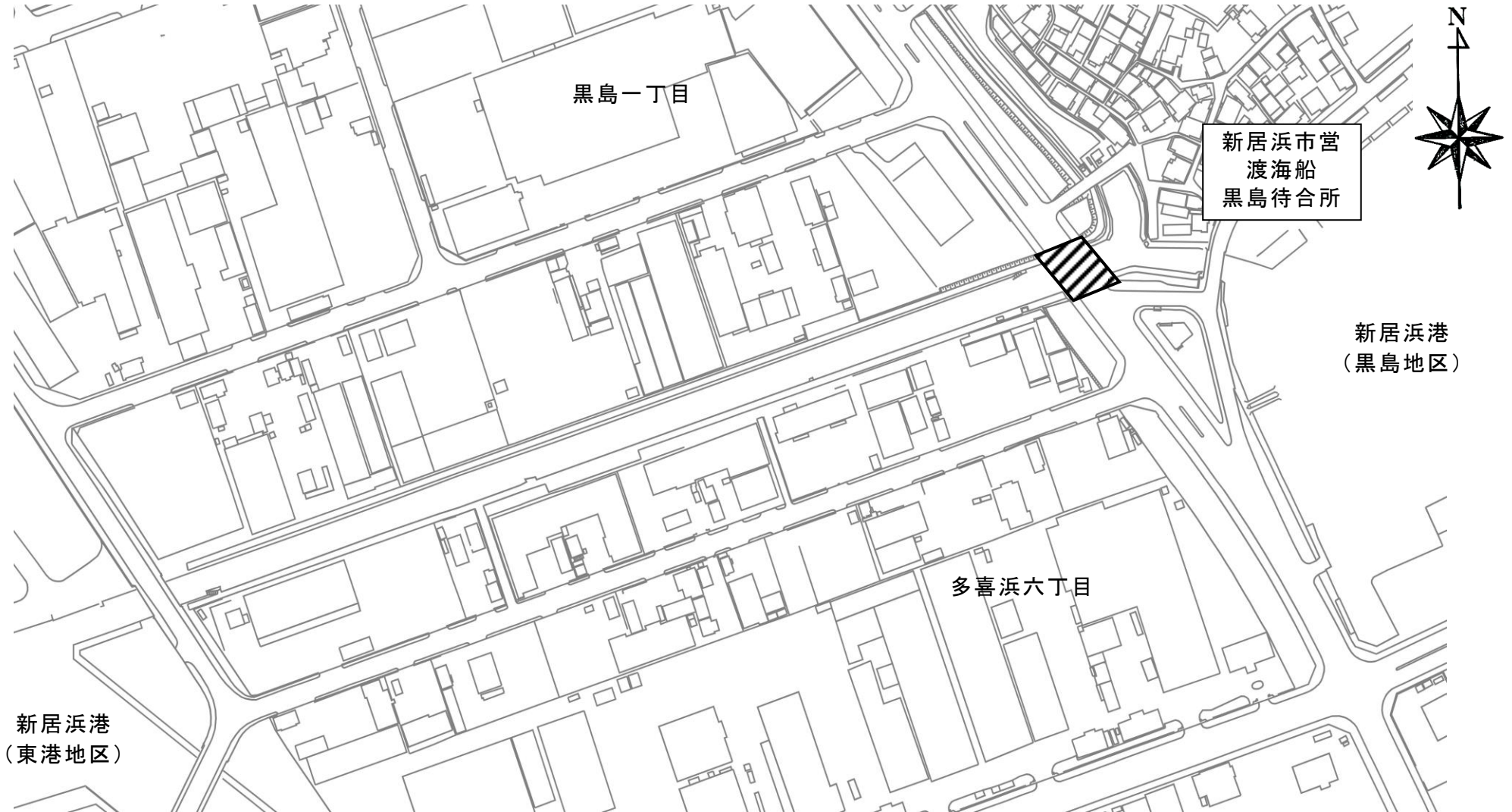
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

黒島橋^{りょう}橋梁更新工事

付近見取図

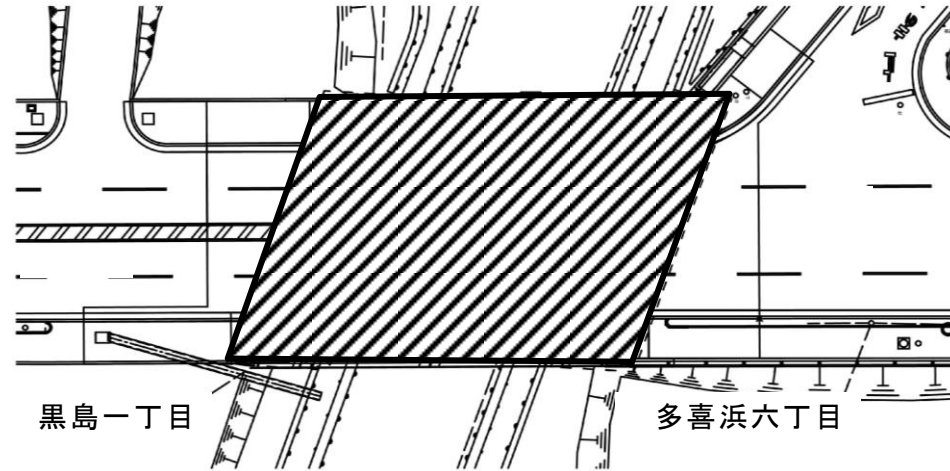
施工箇所



黒島橋^{りょう}橋梁更新工事

平面図

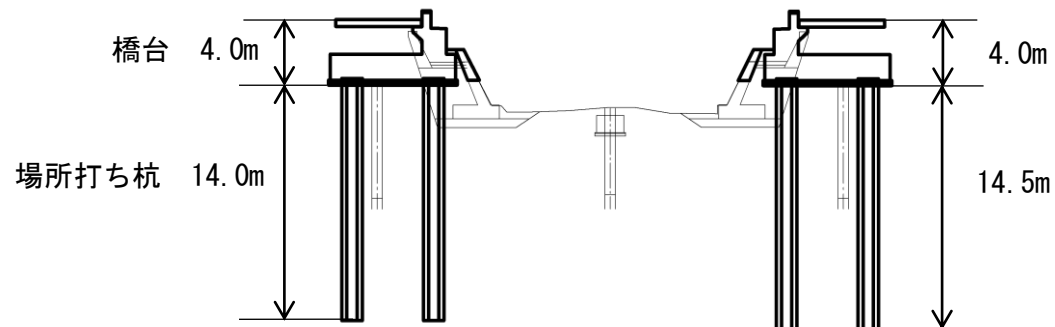
施工箇所



工事概要

橋台工事（逆T式） N=2基
基礎杭打ち工事（場所打ち杭直径 1200 mm）N=20本

側面図



報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

相続人調査における事務の瑕疵による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年9月12日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の総額 32万3,282円
- 2 損害賠償の相手方 別紙のとおり
- 3 事件の概要

市税滞納者に係る相続人調査結果により、令和6年3月21日付けで相手方に滞納市税承継事前通知書を送付したが、後日、調査結果の誤りが判明した。相手方は既に相続放棄の準備を進めており、相続調査等に係る費用の負担を生じさせた。

別 紙

	氏 名	住 所	損害賠償の額
1	(省 略)	(省 略)	1 1 万 4 5 0 円
2	(省 略)	(省 略)	1 1 万 1 1 0 円
3	(省 略)	(省 略)	4 万 2 , 5 0 0 円
4	(省 略)	(省 略)	4 万 2 , 5 0 0 円
5	(省 略)	(省 略)	1 万 7 3 8 円
6	(省 略)	(省 略)	6 , 4 5 0 円
7	(省 略)	(省 略)	5 3 4 円

議案第70号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 東雲陸上競技場改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1億7,746万5,200円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市鶴見区横堤四丁目24番8号
株式会社運動施設
代表取締役 佐々木 保和 |
| 5 工事期間 | 契約の日から令和7年3月28日まで |

提案理由

東雲陸上競技場改修工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

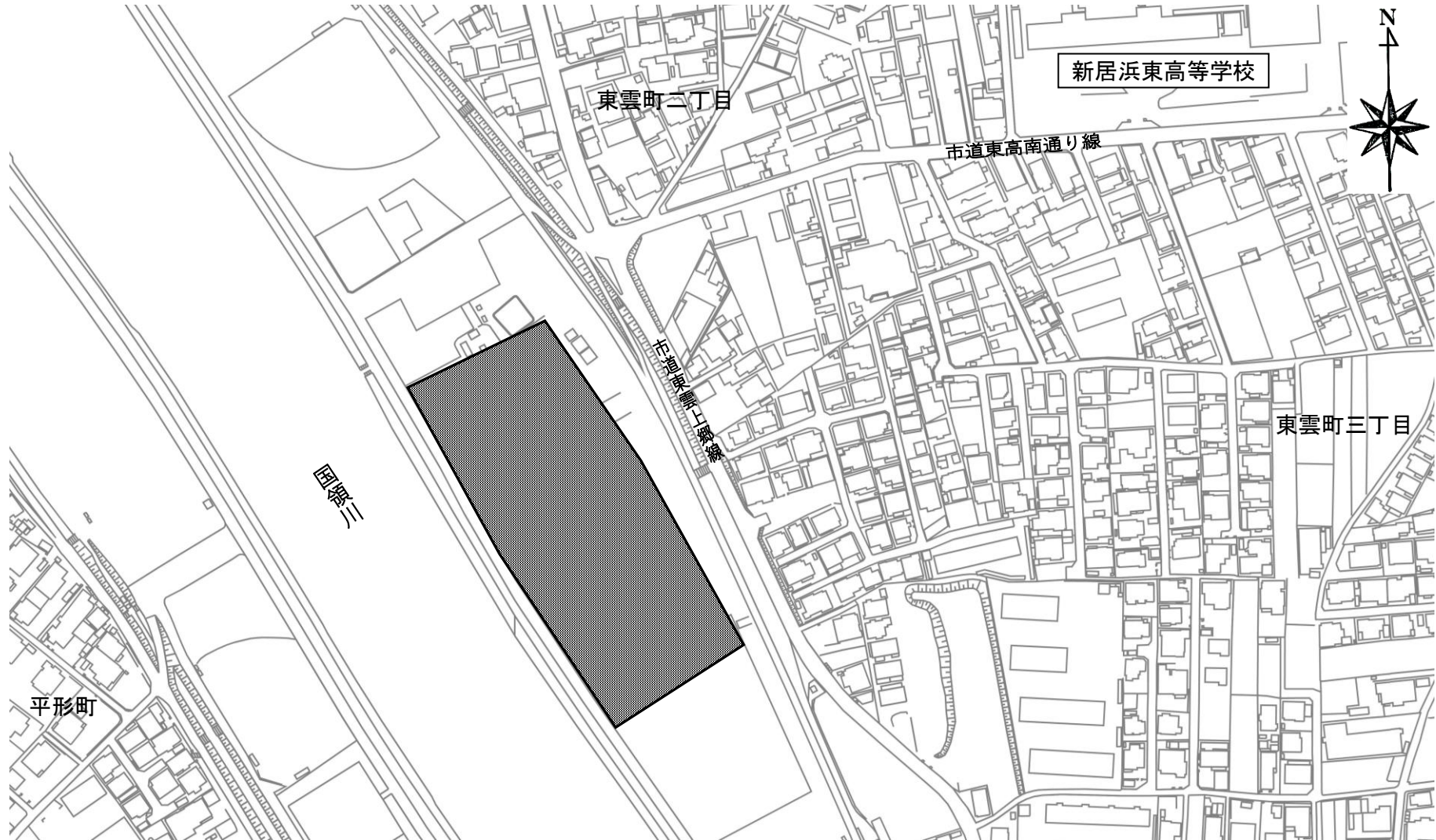
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

東雲陸上競技場改修工事

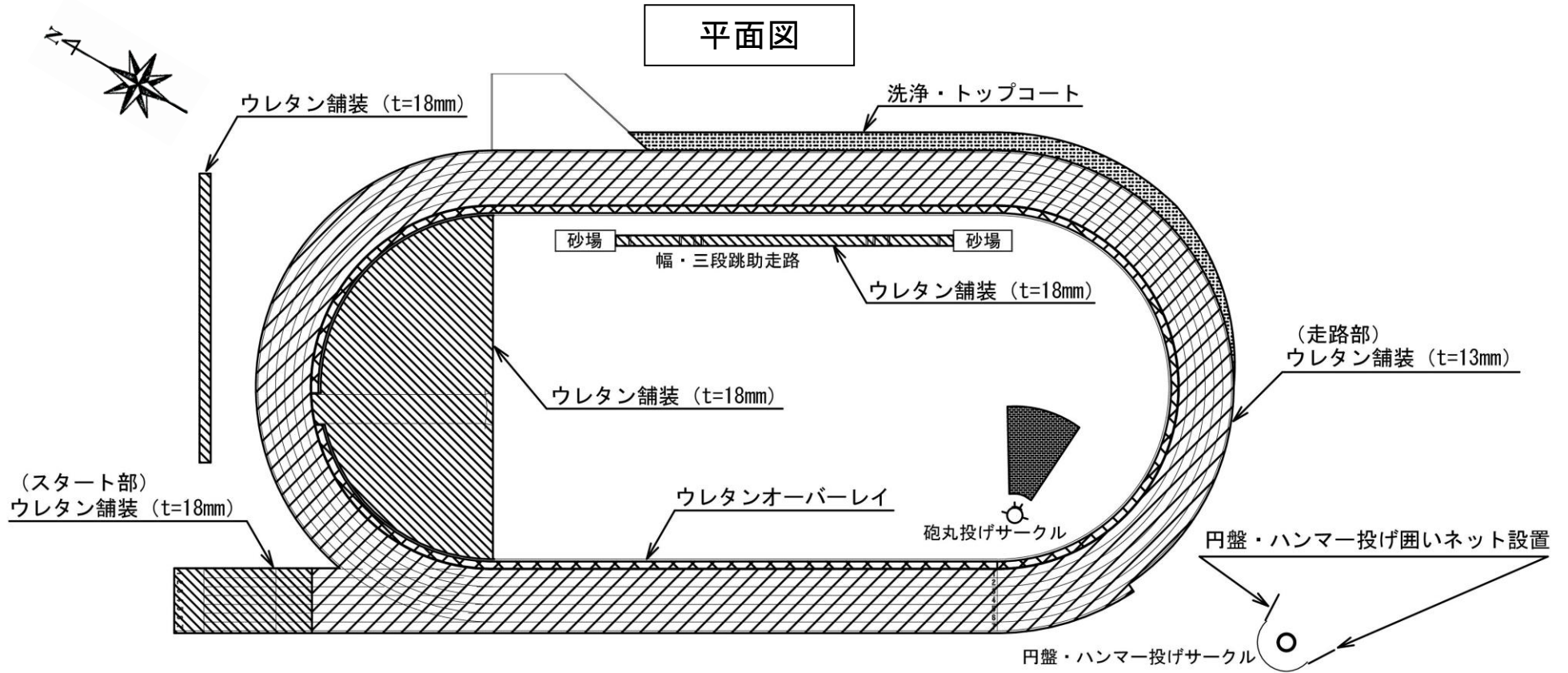
付近見取図

施工箇所

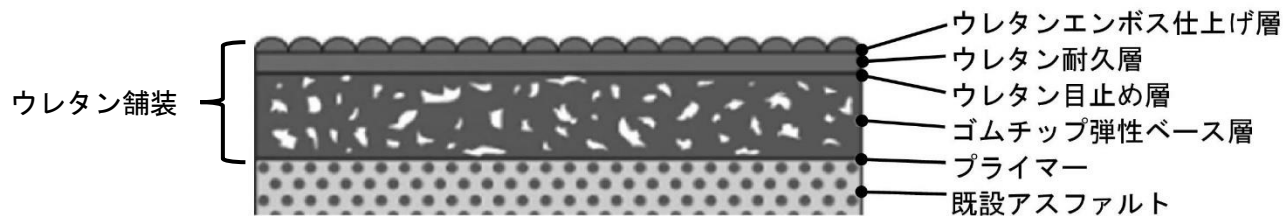


東雲陸上競技場改修工事

平面図



断面図



工事概要

ウレタン舗装 (厚さ13mm)	2,678㎡
ウレタン舗装 (厚さ18mm)	1,197㎡
ウレタンオーバーレイ (厚さ3mm)	288㎡
洗浄・トップコート	224㎡
レーン・マーキング・標識タイル設置	一式
円盤・ハンマー投げ囲いネット設置	1組